

## 養護教諭養成における医療的ケアの教育に関する一考察

橋 口 知 [鹿児島大学教育学系 (健康教育)]

### Consideration about the medical-care education in Kagoshima University Faculty of Education Course for Yogo teachers

HASHIGUCHI Tomo

キーワード：医療的ケア、養護教諭養成、特別支援教育、学校実習

#### 1. はじめに

本邦における養護教諭養成は、教育系と医療系の2系統から構成されている。医療系の場合、看護師免許が必須条件であることから、養護教諭免許科目に含まれている医学・医療の内容は多くの時間をかけて学習している。一方、教育職員免許法施行規則において、養護教諭免許状の養護に関する科目の一つとして「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」の単位数が指定されているが、看護師養成教育と比較すると時間的にも著しく少ない。しかし、看護師免許の有無に関わらず、養護教諭免許状としては同一であるため、養護教諭として学校に勤務した場合、医学・医療の知識や技能について看護師養成教育を受けてきたレベルを期待される可能性はある。このような現状から、教育系で養護教諭を養成する場合、看護系領域の教育に工夫が必要になる。

また、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成28.6.3 医政発0603第3号、雇児発0603第4号、障発0603第2号、府子本第377号、28文科初第372号）」にみられるように、学校においても医療的ケアに関する実施体制や連携体制の整備が求められてきている。

そこで、鹿児島大学教育学部（以下「当学部」という。）では、平成25年度から、養護教諭免許状取得のための必修科目「看護学実習・調査」の中で、特別支援学校において医療的ケアの実習を実施している。今回は、この医療的ケア見学実習の導入経過と実習生の気付きを通して医療的ケア見学実習の成果と課題について報告する。

#### 2. 学校における医療的ケアの現状

障害のある全ての幼児児童生徒の教育を推進するにあたり、学校における医療的ケアが問題化して久しい。ここで、「医療的ケアが必要な児童生徒」とは、小中学校において日常的に、学校において看護師や保護者などから、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者である（本人が行うものを除く）と文部科学省は定義している。平成28年度の文部科学省調査によると、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数は、公立特別支援学校において8,116人、公立小中学校において766人であり、特別支援学校に在籍している場合、一人で複数の医療的ケアを必要とする

人数も増加している。同調査による特別支援学校の医療的ケアの行為の約半数は、医師か看護師でなければならない行為であり、実際に看護師の配置数は増加し、合わせて認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数も増えている。

ここで、学校において医療的ケアを実施する場合、養護教諭が看護師免許を有していても、医療的ケアを実施するための看護師を配置する必要はある。そこで、普段から児童生徒の健康に関与する立場の養護教諭は、学校における医療的ケアにおいても重要な役割を果たすことが期待される。しかし、養護教諭養成カリキュラムの中には、特に医療的ケアに関する項目は指示されていない。今後、小中学校において医療的ケアを必要とする児童生徒が増える可能性は高く、地域の学校においても対処できるように、学校教員がその知識を持ち、校内実施体制を整備することが求められることが予想され、養護教諭養成においても医療的ケアに関する教育は重要であろう。

### 3. 医療的ケア見学実習の取組

#### 3.1. 医療的ケア見学実習導入の背景

当学部では、教育職員免許状施行規則における養護教諭免許状の養護に関する科目「看護学」として、「看護学Ⅰ・Ⅱ」、「救急医療処置」、「看護臨床実習」、「看護学実習・調査」の5科目12単位を必修科目としている。また、教職に関する科目の「養護実習」として、小学校もしくは中学校での学校実習を実施している。これらの科目を通して、看護学の基礎的な知識や技術を学び、病院の外来や病棟における看護業務の見学はできるものの、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒数の現状から実習先の小中学校において医療的ケアに立ち会う機会を保障することはできない。一方で、学校種が特定されない養護教諭の場合、初回の勤務が特別支援学校ということもあり、そこでは医療的ケアが実施されていることが多いことから、学校における医療的ケアについて学ぶ実習を導入することにした。

なお、当学部には附属特別支援学校があるが、知的障害対象であるため、医療的ケアの必要な児童生徒が常に在籍しているとは限らない。そこで、医療的ケア見学実習の実習先としては、肢体不自由及び知的障害の児童生徒が学ぶ知肢併置校である県立特別支援学校に依頼した。

#### 3.2. 医療的ケア見学実習の内容

医療的ケアの見学を主とする実習ではあるが、直接、児童生徒のケア場面に接するため、看護に関する科目をすべて履修し、養護実習も終了した後の時期に実施することにした。実習内容は校内実施体制及び医療的ケアに関する講義と、別の日に実施する小グループによる見学実習の2部構成とし、毎年度、日常的に医療的ケアが行われている県立特別支援学校を実習先とした。実習指導は、校内実施体制については教頭が、医療的ケアの実際については主として看護師の担当とした。

実習の実施に際して、医療的ケアを受けている児童生徒とその保護者には、教育学部生の見学実習について特別支援学校の方で説明及び協力の依頼並びに同意を得るようにした。また、実習生にはプライバシーの保護についてあらためて指導を行った。

＜実習 1 日目＞

児童生徒の下校後の時間帯に、医療的ケア室の設置場所の確認も含めた校内見学を行い、特別支援学校における医療的ケア実施の目的や看護師の役割、実施している医療的ケアの内容や校内実施体制について学習する（70 分間）。

＜実習 2 日目＞

児童生徒が登校する前に行う医療的ケア室における準備、登校時の保護者・担任教諭との情報交換、看護師間の情報共有、医療的ケア室の内外で実施される医療的ケアを見学する（200 分間）。

実習日によって、児童生徒の状況が異なるため、必ずしもすべての内容を見学できるわけではないが、見学実習の対象となった医療的ケアは以下の内容である。

＜実習校で実施されていた医療的ケアの内容＞

- 消化器系 経管栄養（鼻腔留置による注入）
  - 経管栄養（胃瘻による注入）
  - 水分補給（胃瘻・鼻腔留置による）
  - 内服薬の注入（胃瘻・鼻腔留置による）
  - 経管栄養チューブの管理
  - 胃瘻部の管理
- 呼吸器系 口腔・鼻腔吸引（咽頭より手前まで）
  - 口腔・鼻腔吸引（咽頭より奥の気道）
  - 気管内吸引（気管カニューレ）
  - 酸素吸入
  - ネブライザーなどによる薬液の吸入
  - 気管切開部の管理
- その他 けいれん発作時の坐薬使用
  - 導尿
  - 血糖測定
  - ブドウ糖注入（胃瘻）

殆どが見学のみであるが、経管栄養チューブが胃の中に挿入されていることの看護師等の複数名による確認時には、実習生を一人追加した状況で実施することによって、実習生が医療的ケアを主体的に体験できるようにしている。また、給食の時間帯には、食堂での医療的ケアを見学するとともに、教師による摂食指導等にも立ち会う。さらに、医療的ケアを受けている児童生徒の学外行事へ参加に向けての準備についても学ぶことができるように実習期間を設定している。

### 3.3. 実習生の気付きを通じた医療的ケア見学実習の成果と課題

実習生には、実習前に、①見学した医療的ケアの種類、②学校における医療的ケアで重要なことの2項目からなるレポート課題を提示しておき、実習後に提出させた。平成25年度からの4年間

の実習レポート(36人分)で記載の多い内容(実習生の気付き)は以下の3点である。

<学校における医療的ケアで重要なこと(実習生の気付き)>

- ・確認:複数名による確認による安心安全の提供
- ・連携:安心安全の提供と各々の負担軽減
- ・教育:治療目的ではない、子どもの意見を尊重した自立に向けた支援

これらは実習の成果として位置づけることができる。

今回は、さらに実習レポートの記載から、特別支援学校における医療的ケア見学実習の課題を、実習生が①医療的ケアにおける養護教諭の役割を把握できていないこと、②医療的ケアは特別支援学校において看護師が行う特別な行為と捉えていることの2点として考察する。

一つ目の課題は、医療的ケアにおける養護教諭の役割を把握できていない点である。これは本実習自体が、学校において看護師が行う医療的ケアについて看護師の立場からの指導を受けるように設定しているため、本実習の数カ月前の病院実習で看護業務を見学した状況との違いがわかりにくい設定であるという面は否めない。また、実習校の医療的ケア室と保健室の設置場所が離れていることもあり、実習中に養護教諭と会う機会が殆どないことも影響しているであろう。しかし、これは課題でもあると同時に、実習レポートにおいて、実習生の多くが自ら考えて、看護師と教師の間のコーディネートを養護教諭の役割であると位置付け、看護師の医学的専門性と教師の教育的専門性の両者を活かすことができるようになるために、養護教諭は両専門領域を高めておく必要があると、あらためて自己の今後の学びについての気付きがなされていることを考慮すると、実習を通じた成果でもある。実際、医療的ケアに関わる養護教諭のコーディネーション機能については、野坂ら(2005)の報告もある。ただし、本実習は養護教諭養成カリキュラムの一つとして設定していることを重視すると、やはり、実習中に医療的ケアにおける養護教諭の役割を実習生に示すことは必要であり、今後の実習において実習校養護教諭の関与方法について工夫を要する点である。

二つ目の課題は、医療的ケアをかなり特別なものであると捉えている点である。実習までに履修した複数の授業において、医療的ケアについて取り上げているにも関わらず、本実習までは直接、係る機会が殆どなく、特別支援学校で看護師が実施しているところしか見学していないことに起因している。しかし、文部科学省から毎年度公表されている特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果を確認させるなど、特別支援学校だけではなく、公立小中学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍していることを把握させる必要がある。さらに、大学における講義等で、学校における医療的ケアの内容や実施体制などをこれまで以上に具体的にとりあげ、医療的ケアの中には医師の指示の下で看護師が実施できることと認定特定行為業務従事者として認定を受けた教職員が実施できることがあることなど、医療的ケアに関する知識を増やす指導が必要である。

実習レポートでは、医療的ケア以外に、特別支援教育に関する気付きの記載も多くみられた。これまで明確な表情や態度の変化や言語的な訴えをする児童生徒との交流が殆どであった実習生にとって、そのような面において非定型的な発達の児童生徒とのコミュニケーションのとり方への戸惑いを感じる機会にもなっている。この背景として、当学部では養護実習を小中学校のみで行って

おり、特別支援学級が設置されていない実習校もあることから、授業としての実習以外に、子どもを対象としたボランティア活動等に積極的に参加するなどしてさまざまな子どもたちと接することを推奨する必要がある。特に、学校種が制限されていない養護教諭免許状を取得するからには、幼稚園から高等学校という幅広い年齢における発達に応じたコミュニケーションや指導について学ぼうとする意欲を引き出すことが重要であり、医療的ケア見学実習はその契機になる可能性を有する。

#### 4. おわりに

看護の技術的な面だけを考えると、病院実習で得られるものは多い。しかし、看護師が行うケア内容が同一であっても、実施場所が病院と学校とではその行為自体の意味合いが異なるということは、両実習を通して初めて実感できることであり、医療的ケアを学校実習として実施する意義は大きい。さらに、各児童生徒がその独自の方法で発信している要望や苦痛などのサインを迅速に理解して適切に対処することが求められる医療的ケアは、養護教諭を含めた教師が看護師や保護者と連携して実施されており、その見学実習は教員養成における特別支援教育の推進にも有益であろう。

#### 謝辞

学校における医療的ケア見学実習の実施に協力いただいている実習校である県立特別支援学校の児童生徒・保護者、職員並びに非常勤看護師の皆様に、心より感謝申し上げます。

#### 参考資料

野坂久美子，沖村幸枝，津島ひろ江（2005）養護学校における児童生徒の医療的ケアに関わる養護教諭のコーディネーション機能の実際－宿泊を伴う高額学習の事例を通して－．川崎医療福祉学会誌，No.15，Vol.1，pp.123-133

文部科学省（2017）平成28年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果について．

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/07/1383567\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2017/04/07/1383567_04.pdf)（2017年9月15日閲覧）